

## 国民健康保険システム標準化

指定都市の機能要件における区の情報の定義

- 指定都市向け機能・帳票要件において記載している区の情報（以下「区情報」という。）の定義は以下の通り。

No.	関連業務	区情報	区情報の定義	用途
1	宛名	所管区	被保険者の最新の居住地が属する行政区	－
2	資格	資格区	被保険者の資格に係る行政処理を行う行政区	証などの証明者がいずれの行政区であるかを明確にするため。
3	賦課	賦課区	被保険者の賦課に係る行政処理を行う行政区	通知書などの証明者がいずれの行政区であるかを明確にするため。
4	給付	診療区	各種レセプトに対し事務処理を行う行政区	医療機関等の受診時点の世帯主の資格区を把握し、レセプトのエラー対応に利用するため。
5		受付区	被保険者が給付申請を行った際に、申請から支給までの対応を行う行政区	申請ごとに一つの行政区が一貫した対応を行うため。
6	収納	収納区	被保険者から納付された保険料（税）が財務管理上、計上される行政区	財務管理上、いずれの行政区で計上されるべき保険料（税）かを明確にするため。
7	滞納	処分区	被保険者の処分に係る行政処理を行う行政区	行政処分をいずれの行政区が行うかを明確にするため。

- なお、行政区とする範囲については、行政区と同等の権限を設定して事務を行っている支所及び出張所も含める。行政区の管理については、「本紙（別添3）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について」の「4. 行政区への保険者番号の付番に関する機能」において整理し、具体的な管理方法を示している。